

## 第4章 基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念（史跡七尾城跡の整備が目指す姿）

史跡七尾城跡保存活用計画第5章大綱・基本方針（2017年度）を継承し、史跡七尾城跡の整備の基本理念を以下のとおりとする。

七尾城跡の史跡としての価値は、「城下遺構を含めた城郭全体が大規模なもので、主郭部周辺には野面積みの高石垣が存在するほか、深い空堀や土塁などの遺構の残存が良好であり、北陸では最大級の規模を誇り、堅固な構造を有する中世城郭といえる（第3章第1節第2項平成23年追加指定の説明）」ことである。

併せて、七尾城は築城・拡大して基本プランを完成させた能登畠山氏、一時的ではあるが上杉謙信、前田利家も拠点とした歴史性や上杉謙信も絶賛した本丸からの眺望なども重要な価値があり、さまざまな来訪者にこうした価値や魅力を分かり易く表現し、安全快適に体感いただく必要がある。

のことから、七尾城跡の壮大なスケールを体感、眺望できる保存活用整備事業を実施し、将来にわたり確実に継承することを目指すことを基本理念とし、以下に本整備が目指す姿を示す。

史跡七尾城跡の整備が目指す姿

「七尾」の由来となった戦国時代の城郭

—七尾城跡のスケールと眺望を体感でき、市民が誇りをもてる史跡—

### 第2節 基本方針

七尾城跡の城郭と城下の遺構をはじめとした七尾城跡が有するさまざまな遺産を将来にわたり適切に継承するためには、史跡の本質的価値を明らかにし、関係者がその価値を共有しながら、史跡を積極的かつ継続的に活用していくための基本方針を以下に示す。

- ① 七尾城跡に関する計画的な調査研究（発掘調査・史資料調査・石垣調査）による価値の掘り起こしを図り、成果を公開しながら、本質的価値を高めていく。（第13節 公開・活用およびそのための史跡に関する計画、第16節 整備事業に必要となる調査等に関する計画）
- ② 本質的価値を損なわないような遺構の保存を原則に定期的なパトロールや除草・伐採などの日常管理を行う。石垣・大手道・造成地形（土塁・切岸等）については、確認調査を実施し、遺構の保存を図ったうえで、遺存状況に応じた修復を検討する。（第5章第4節 遺構保存に関する計画、第5節 遺構修復に関する計画）

- ③ 七尾城跡のスケールと眺望を体感できる遺構の顕在化、伐採・剪定などの景観整備を自然環境との調和を図りながら実施する。対象区域の周辺においても関連する曲輪や石垣が多数分布しており、周辺も含む一体的な遺構の保存と地形・植生の保全を図る（第10節 修景及び植生に関する計画、第14節 周辺地域の環境保全に関する計画）
- ④ 土砂災害等から史跡を保全するために、地盤調査や最小限の排水施設の整備を行う。自然災害による被害を抑制する減災対策を講じ、また来訪者の安全確保を前提とした危険個所の注意喚起や落石防止措置等を講ずる。（第7節 地形保存に関する計画、第8節 防災対策に関する計画、第16節 整備事業に必要となる調査等に関する計画）
- ⑤ 多くの来訪者の利便性を図るため、七尾城跡までの公共交通機関の案内、自家用車・大型観光バスでの来訪者への駐車スペースの確保、便益施設（ベンチ・便所）の整備に努める。また、城下から本丸へ至る大手道（旧道）や中心部見学路については、誘導看板の設置や階段・手摺り等の適切な更新を検討する。また、壮大な七尾城跡を体感できる見学コースを設定し、広く周知する。（第6節 動線計画、第11節 案内・解説施設に関する計画、第12節 管理施設及び便益施設に関する計画）
- ⑥ 七尾城跡の歴史や遺構が体感できる整備を目指す。本整備計画の時代設定は、廃城時期に比定する天正17年（1589）頃の戦国末期を基本とする。ただし、調査で確認されたそれ以前、以後の露出遺構についても対象とし、来訪者の誤解を招かないように遺構表現や解説、見学動線などでその違いや変遷を示す。（第9節 遺構の表現に関する計画、第11節 案内・解説施設に関する計画）
- ⑦ 七尾城跡の保存と活用を図るには、市民協働が不可欠である。七尾城跡の現地説明会や体験学習などの史跡の公開を通して、身近にある貴重な歴史遺産であることを体感してもらい、史跡への誇りと愛着の醸成を図る。また、広大な七尾城跡の保全とその価値と魅力発信を行う協議会の設立を目指す。さらには、市域を越えた関連する歴史遺産や文化観光施設との広域連携を図る。（第15節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画、第17節 公開・活用に関する計画、第18節 管理・運営に関する計画）